

令和 4 年 3 月 3 日提出

今治市議会定例会（第 2 回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

議案番号	件名	ページ
14	令和4年度 今治市一般会計予算	別 冊
15	令和4年度 今治市用地取得特別会計予算	〃
16	令和4年度 今治市墓園事業特別会計予算	〃
17	令和4年度 今治市船舶交通特別会計予算	〃
18	令和4年度 今治市港湾事業特別会計予算	〃
19	令和4年度 今治市鉱泉供給事業特別会計予算	〃
20	令和4年度 今治市小規模下水道特別会計予算	〃
21	令和4年度 今治市駐車場特別会計予算	〃
22	令和4年度 今治市国民健康保険特別会計予算	〃
23	令和4年度 今治市後期高齢者医療特別会計予算	〃
24	令和4年度 今治市介護保険特別会計予算	〃
25	令和4年度 今治市水道事業会計予算	〃
26	令和4年度 今治市簡易水道事業会計予算	〃
27	令和4年度 今治市工業用水道事業会計予算	〃
28	令和4年度 今治市公共下水道事業会計予算	〃
29	今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
	て	
30	今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	11

31	今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一	15
	部を改正する条例制定について	
32	今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につ	19
	いて	
33	今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	23
	制定について	
34	今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改	27
	正する条例制定について	
35	今治市基金条例の一部を改正する条例制定について	31
36	今治市市税条例の一部を改正する条例制定について	35
37	今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について	39
38	今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	43
39	今治市レンタサイクル条例を廃止する条例制定について	65
40	今治市サイクルステーション条例の一部を改正する条例制定について	69
41	今治市営キャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	73
42	今治市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	79
43	今治市港湾施設管理条例の一部を改正する条例制定について	83
44	今治市給水条例の一部を改正する条例制定について	89
45	今治市簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正する	93
	条例制定について	

46	今治市消防団条例の一部を改正する条例制定について	101
47	今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	107
48	今治市サイクリングターミナル及び今治市レンタサイクルの指定管理者 の指定の変更について	111
49	市営土地改良事業の施行の変更について（宮ヶ崎地区）	113
50	船舶交通特別会計への繰入れについて（令和４年度）	117
51	港湾事業特別会計への繰入れについて（令和４年度）	119
52	小規模下水道特別会計への繰入れについて（令和４年度）	121

今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

職員が育児休業を取得しやすい環境を整備しようとするもの。

今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の育児休業等に関する条例（平成17年今治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）」を「常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア（ウ）を同号ア(イ)とする。

第2条の3第2号中「産後休暇」の次に「（これらと同様の休暇として、同条例第22条の規定により規則の定める基準に従い、任命権者が定めるものを含む。）」を加える。

第13条中「第4条第1項の規定」の次に「（これと同様の規定として、同条例第22条の規定により規則の定める基準に従い、任命権者が定めるものを含む。）」を加える。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条第3項中「介護時間の例により付与される休暇」の次に「（これらと同様の休暇として、同条例第22条の規定により規則の定める基準に従い、任命権者が定めるものを含む。）」を加える。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

今治市職員の育児休業等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)</u>であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 _____ _____ _____ — (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)</u> _____ 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職に引き続き</u> _____ 採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ ～ ウ 略

(非常勤職員の育児休業の期間の末日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 略

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「市等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該市等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年今治市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第19条の特別休暇による産前休暇又は産後休暇(これらと同様の休暇として、同条例第22条の規定により規則の定める基準に従い、任命権者

イ ～ ウ 略

(非常勤職員の育児休業の期間の末日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 略

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「市等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該市等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年今治市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第19条の特別休暇による産前休暇又は産後休暇_____

が定めるものを含む。)により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 略

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第13条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第4条第1項の規定(これと同様の規定として、同条例第22条の規定により規則の定める基準に従い、任命権者が定めるものを含む。)

の適用を受ける職員に対し、次に掲げる勤務の形態(同法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が16時間を超えないものに限る。)とする。ただし、第3号に掲げる勤務の形態は、船舶に乗り込む職員に限る。

(1)～(3) 略

(部分休業を請求することができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。))を除く。)

により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 略

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第13条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第4条第1項の規定

の適用を受ける職員に対し、次に掲げる勤務の形態(同法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が16時間を超えないものに限る。)とする。ただし、第3号に掲げる勤務の形態は、船舶に乗り込む職員に限る。

(1)～(3) 略

(部分休業を請求することができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。))を除く。)

(部分休業の承認)

第21条 略

2 略

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の特別休暇による育児時間の例により付与される休暇又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の例により付与される休暇(これらと同様の休暇として、同条例第22条の規定により規則の定める基準に従い、任命権者が定めるものを含む。))の許可を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を許可されている時間を減じた時間で)行うものとする。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第21条 略

2 略

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の特別休暇による育児時間の例により付与される休暇又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の例により付与される休暇_____の許可を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を許可されている時間を減じた時間で)行うものとする。

(委任)

第24条 略

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

国家公務員の給与の取扱いにかんがみ、本市職員の給与を改定しようとするもの。

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の120」とあるのは「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（同日において、一般職の国家公務員の令和4年6月に支給される期末手当の額改定に係る法律が施行されていない場合にあつては、当該法律の施行の日）から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の今治市職員の給与に関する条例第28条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当（今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号）の規定に基づき支給されたものを含む。）の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 特定任期付職員（今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する職員をいう。） 167.5分の10

（2） 再任用職員 72.5分の10

「参 考」

今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(期末手当) 第28条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 略	(期末手当) 第28条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期
末手当支給条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

国家公務員の給与の取扱いにかんがみ、議会議員の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償
及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年今治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（同日において、一般職の国家公務員の令和4年6月に支給される期末手当の額改定に係る法律が施行されていない場合にあっては、当該法律の施行の日）から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

「参 考」

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償
及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあつては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあつては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 3 略

今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

国家公務員の給与の取扱いにかんがみ、特別職の職員の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。

今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今治市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（同日において、一般職の国家公務員の令和4年6月に支給される期末手当の額改定に係る法律が施行されていない場合にあつては、当該法律の施行の日）から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の今治市特別職の職員の給与に関する条例第1条第5項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

「参 考」

今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(給与) 第1条 略 2～4 略 5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (退職した者にあつては、退職した日現在) において受けるべき別表に規定する給料月 額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて 得た額の合計額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得 た額に、基準日以前6月以内の期間における その者の在職期間の区分に応じて、次の表に 定める割合を乗じて得た額とする。 表 略	(給与) 第1条 略 2～4 略 5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (退職した者にあつては、退職した日現在) において受けるべき別表に規定する給料月 額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて 得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得 た額に、基準日以前6月以内の期間における その者の在職期間の区分に応じて、次の表に 定める割合を乗じて得た額とする。 表 略

今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

国家公務員の給与の取扱いにかんがみ、一般職の任期付職員の給与を改定しようとするものの。

今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」を「100分の120」とあるのは「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（同日において、一般職の国家公務員の令和4年6月に支給される期末手当の額改定に係る法律が施行されていない場合にあつては、当該法律の施行の日）から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当（今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の規定に基づき支給されたものを含む。）の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1） 再任用職員（今治市職員の給与に関する条例第3条第4項に規定する職員をいう。以下同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 特定任期付職員 167.5分の10

- （2） 再任用職員 72.5分の10

「参 考」

今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 3 略	(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3 略

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

国家公務員の給与の取扱いにかんがみ、会計年度任用職員の給与を改定しようとするもの。

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年今治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項及び附則第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（同日において、一般職の国家公務員の令和4年6月に支給される期末手当の額改定に係る法律が施行されていない場合にあつては、当該法律の施行の日）から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例第26条第2項及び附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当（今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号）又は今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の規定に基づき支給されたものに限る。）の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1） 再任用職員（今治市職員の給与に関する条例第3条第4項に規定する職員をいう。以下同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 特定任期付職員（今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する職員をいう。） 167.5分の10

- （2） 再任用職員 72.5分の10

「参 考」

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(会計年度任用職員の期末手当) 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 3～5 略 附 則 (経過措置) 2 当分の間、第26条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「100分の100」とする。	(会計年度任用職員の期末手当) 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 3～5 略 附 則 (経過措置) 2 当分の間、第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の100」とする。

今治市基金条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市庁舎整備基金を設置しようとするもの。

今治市基金条例の一部を改正する条例

今治市基金条例（平成17年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 今治市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の項の次に次のように加える。

今治市庁舎整備基金	庁舎の整備の資金に充てる。
-----------	---------------

別表第3 今治市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の項の次に次のように加える。

今治市庁舎整備基金	一般会計
-----------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

今治市基金条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表第 1		別表第 1	
積立基金		積立基金	
基金の名称	基金の目的	基金の名称	基金の目的
今治市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により融資を利用した者に対する利子の補給の資金に充てる。	今治市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により融資を利用した者に対する利子の補給の資金に充てる。
今治市庁舎整備基金	庁舎の整備の資金に充てる。		
別表第 3		別表第 3	
基金の名称	会計名	基金の名称	会計名
今治市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	一般会計	今治市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	一般会計
今治市庁舎整備基金	一般会計		

今治市市税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

小型特殊自動車に対して課する種別割の税率を改定しようとするもの。

今治市市税条例の一部を改正する条例

今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第82条第2号イ(ア)中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号イ(イ)中「4,700円」を「5,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第82条第2号の規定は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
(種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対し て課する種別割の税率は、1台について、そ れぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 略 イ 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 年額 <u>2,400</u> 円 (イ) その他のもの 年額 <u>5,900円</u> (3) 略	(種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対し て課する種別割の税率は、1台について、そ れぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 略 イ 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 年額 <u>1,600</u> 円 (イ) その他のもの 年額 <u>4,700円</u> (3) 略

今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

別宮保育所を廃止しようとするもの。

今治市保育所条例の一部を改正する条例

今治市保育所条例（平成17年今治市条例第126号）の一部を次のように改正する。
別表第1別宮保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市保育所条例改正条項新旧対照表

新	旧																																
別表第 1 （第 2 条関係）	別表第 1 （第 2 条関係）																																
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>城東保育所</td><td>今治市美須賀町四丁目 1 番48号</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>乃万保育所</td><td>今治市延喜甲365番地 2</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置					城東保育所	今治市美須賀町四丁目 1 番48号	_____	_____	乃万保育所	今治市延喜甲365番地 2					<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>城東保育所</td><td>今治市美須賀町四丁目 1 番48号</td></tr> <tr> <td><u>別宮保育所</u></td><td><u>今治市大正町四丁目 2 番地10</u></td></tr> <tr> <td>乃万保育所</td><td>今治市延喜甲365番地 2</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置					城東保育所	今治市美須賀町四丁目 1 番48号	<u>別宮保育所</u>	<u>今治市大正町四丁目 2 番地10</u>	乃万保育所	今治市延喜甲365番地 2				
名称	位置																																
城東保育所	今治市美須賀町四丁目 1 番48号																																
_____	_____																																
乃万保育所	今治市延喜甲365番地 2																																
名称	位置																																
城東保育所	今治市美須賀町四丁目 1 番48号																																
<u>別宮保育所</u>	<u>今治市大正町四丁目 2 番地10</u>																																
乃万保育所	今治市延喜甲365番地 2																																

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第26条及び第26条の2」を「第26条第1項及び第26条の2第1項」に改める。

第16条第1項中「第26条又は」を「第26条第1項又は」に改める。

第26条各号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- （1） 基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,955円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,925円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,880円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,850円

- （2） 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,005円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,675円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,680円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,350円

第26条の2第1項第2号、第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号中「前条」を「前条第1項」に改める。

第26条の3中「第26条の規定」を「第26条第1項の規定」に、「第26条第1号」を「第26条第1項第1号」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第4項中「第26条」を「第26条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
(基礎課税額の世帯別平等割額) 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の5、<u>第26条第1項及び第26条の2第1項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の5、<u>第26条第1項及び第26条の2第1項</u>において同じ。)以外の世帯 24,800円 (2)～(3) 略 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)	(基礎課税額の世帯別平等割額) 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の5、<u>第26条及び第26条の2</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の5、<u>第26条及び第26条の2</u>において同じ。)以外の世帯 24,800円 (2)～(3) 略 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第16条 第12条の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第3条第1項の額（第26条第1項又は第26条の2第1項の規定による減額が行われた場合には、それぞれの規定による保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 略

（保険税の減額）

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を

第16条 第12条の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第3条第1項の額（第26条又は第26条の2第1項の規定による減額が行われた場合には、それぞれの規定による保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 略

（保険税の減額）

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（1） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を

受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア ～ カ 略

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア ～ カ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア ～ カ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア ～ カ 略

- 2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 基礎課税額の被保険者均等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,955円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額

ア ～ カ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア ～ カ 略

した世帯 4,925円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額

した世帯 7,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世

帯 9,850円

(2) 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額

した世帯 1,005円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額

した世帯 1,675円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額

した世帯 2,680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世

帯 3,350円

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護

納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（1） 略

（2） 基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 前条第1項各号に掲げる世帯以外の世帯 旧被扶養者1人につき 9,850円

イ 前条第1項第3号に掲げる世帯 旧被扶養者1人につき 9,850円から同号アに掲げる額を減額して得た額

（3） 基礎課税額の世帯別平等割額

ア 前条第1項各号に掲げる世帯以外の世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。）

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）～（イ） 略

イ 前条第1項第3号に掲げる世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。） 1世帯につき アに掲げる世帯の区分に応じ、アに定める額から同号イに定める額を減額して得た額

（4） 略

（5） 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（1） 略

（2） 基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 前条_____各号に掲げる世帯以外の世帯 旧被扶養者1人につき 9,850円

イ 前条_____第3号に掲げる世帯 旧被扶養者1人につき 9,850円から同号アに掲げる額を減額して得た額

（3） 基礎課税額の世帯別平等割額

ア 前条_____各号に掲げる世帯以外の世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。）

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）～（イ） 略

イ 前条_____第3号に掲げる世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。） 1世帯につき アに掲げる世帯の区分に応じ、アに定める額から同号イに定める額を減額して得た額

（4） 略

（5） 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 前条第1項各号に掲げる世帯以外の
世帯 旧被扶養者1人につき 3,350円

イ 前条第1項第3号に掲げる世帯 旧
被扶養者1人につき 3,350円から同号
ウに掲げる額を減額して得た額

(6) 後期高齢者支援金等課税額の世帯別
平等割額

ア 前条第1項各号に掲げる世帯以外の
世帯(旧被扶養者以外の被保険者がいな
い世帯(特定世帯を除く。))に限る。)

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ
れに定める額

(ア)～(イ) 略

イ 前条第1項第3号に掲げる世帯(旧被
扶養者以外の被保険者がいない世帯(特
定世帯を除く。))に限る。) 1世帯に
つき アに掲げる世帯の区分に応じ、ア
に定める額から同号エに定める額を減
額して得た額

(7) 略

(8) 介護納付金課税額の被保険者均等割
額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ
れに定める額

ア 前条第1項各号に掲げる世帯以外の
世帯 旧被扶養者1人につき 3,600円

イ 前条第1項第3号に掲げる世帯 旧
被扶養者1人につき 3,600円から同号
オに掲げる額を減額して得た額

(9) 介護納付金課税額の世帯別平等割額

ア 前条第1項各号に掲げる世帯以外の

ア 前条 各号に掲げる世帯以外の
世帯 旧被扶養者1人につき 3,350円

イ 前条 第3号に掲げる世帯 旧
被扶養者1人につき 3,350円から同号
ウに掲げる額を減額して得た額

(6) 後期高齢者支援金等課税額の世帯別
平等割額

ア 前条 各号に掲げる世帯以外の
世帯(旧被扶養者以外の被保険者がいな
い世帯(特定世帯を除く。))に限る。)

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ
れに定める額

(ア)～(イ) 略

イ 前条 第3号に掲げる世帯(旧被
扶養者以外の被保険者がいない世帯(特
定世帯を除く。))に限る。) 1世帯に
つき アに掲げる世帯の区分に応じ、ア
に定める額から同号エに定める額を減
額して得た額

(7) 略

(8) 介護納付金課税額の被保険者均等割
額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ
れに定める額

ア 前条 各号に掲げる世帯以外の
世帯 旧被扶養者1人につき 3,600円

イ 前条 第3号に掲げる世帯 旧
被扶養者1人につき 3,600円から同号
オに掲げる額を減額して得た額

(9) 介護納付金課税額の世帯別平等割額

ア 前条 各号に掲げる世帯以外の

世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯に限る。） 1世帯につき 3,100円

イ 前条第1項第3号に掲げる世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯に限る。） 1世帯につき 3,100円から同号カに掲げる額を減額して得た額

2 略

（特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例）

第26条の3 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。）である場合における第4条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第26条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（第26条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算

世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯に限る。） 1世帯につき 3,100円

イ 前条第3号に掲げる世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯に限る。） 1世帯につき 3,100円から同号カに掲げる額を減額して得た額

2 略

（特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例）

第26条の3 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。）である場合における第4条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第26条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（第26条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算

した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第

した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)____」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条____の規定の適用については、同条中「法第703条の5____に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5____に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条____の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第

5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第314条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条、第 7 条の 2、第 8 条及び第26条第 1 項の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後

5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第314条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条、第 7 条の 2、第 8 条及び第26条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後

の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- ８ 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第７条の２、第８条及び第26条第１項の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- ９ 世帯主又はその世帯に属する被保険者若

の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- ８ 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第４条、第７条の２、第８条及び第26条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- ９ 世帯主又はその世帯に属する被保険者若

しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4

しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4

第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子

第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子

等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3

等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3

項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1

項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条____の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条____において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条____

項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実

項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実

施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

今治市レンタサイクル条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

レンタサイクルを廃止しようとするもの。

今治市レンタサイクル条例を廃止する条例

今治市レンタサイクル条例（平成17年今治市条例第120号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例の一部改正）

- 2 今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例（平成18年今治市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表レンタサイクルの項を削る。

（今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正）

- 3 今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例（平成22年今治市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項「今治市レンタサイクル条例（平成17年今治市条例第120号）及び」を削る。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

- 4 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市レンタサイクル指定管理者選定審議会の項を削る。

今治市サイクルステーション条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

大三島サイクルステーションの設置に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市サイクルステーション条例の一部を改正する条例

今治市サイクルステーション条例(平成17年今治市条例第194号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(設置)

第2条 サイクルステーションを次のとおり設置する。

名称	位置
湯ノ浦サイクルステーション(道の駅)	今治市長沢甲252番地2
大三島サイクルステーション	今治市大三島町宮浦3260番地

(業務)

第3条 サイクルステーション(以下「ステーション」という。)は、サイクリングのための拠点施設として、次に掲げる業務を行う。

(1) 自転車を貸し出し、サイクリングを行う者の利便を図り、レクリエーションの振興に寄与すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

2 湯ノ浦サイクルステーション(道の駅)においては、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 休憩、食事及び特産品販売の場を提供すること。

(2) 観光・レクリエーション施設、イベント等の地域の情報を提供すること。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市サイクルステーション条例改正条項新旧対照表

新	旧						
<u>(設置)</u> 第2条 サイクルステーションを次のとおり設置する。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>湯ノ浦サイクルステーション(道の駅)</td><td>今治市長沢甲252番地2</td></tr> <tr> <td>大三島サイクルステーション</td><td>今治市大三島町宮浦3260番地</td></tr> </table> <u>(業務)</u> 第3条 サイクルステーション(以下「ステーション」という。)は、サイクリングのための拠点施設として、次に掲げる業務を行う。 (1) 自転車を貸し出し、サイクリングを行う者の利便を図り、レクリエーションの振興に寄与すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務 2 湯ノ浦サイクルステーション(道の駅)においては、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。 (1) 休憩、食事及び特産品販売の場を提供すること。 (2) 観光・レクリエーション施設、イベント等の地域の情報を提供すること。	名称	位置	湯ノ浦サイクルステーション(道の駅)	今治市長沢甲252番地2	大三島サイクルステーション	今治市大三島町宮浦3260番地	<u>(設置)</u> 第2条 サイクルステーションを次のとおり設置する。 名称 今治市サイクルステーション(道の駅) 位置 今治市長沢甲252番地2 <u>(業務)</u> 第3条 今治市サイクルステーション(道の駅)(以下「ステーション」という。)は、サイクリングのための拠点施設として、次に掲げる業務を行う。 (1) 自転車を貸し出し、サイクリングを行う者の利便を図り、レクリエーションの振興に寄与すること。 (2) 休憩、食事及び特産品販売の場を提供すること。 (3) 観光・レクリエーション施設、イベント等の地域の情報を提供すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業
名称	位置						
湯ノ浦サイクルステーション(道の駅)	今治市長沢甲252番地2						
大三島サイクルステーション	今治市大三島町宮浦3260番地						

今治市営キャンプ場条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

伯方鶏小島キャンプ場及び伯方船折瀬戸キャンプ場を廃止しようとするもの。

今治市営キャンプ場条例の一部を改正する条例

今治市営キャンプ場条例（平成17年今治市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中伯方鶏小島キャンプ場の項及び伯方船折瀬戸キャンプ場の項を削る。

別表中第1項及び第2項の表を削り、第3項の表を第1項の表とし、第4項の表を第2項の表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに発生した伯方鶏小島キャンプ場及び伯方船折瀬戸キャンプ場に係る使用料については、改正前の今治市営キャンプ場条例の規定は、なおその効力を有する。

（今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例の一部改正）

- 3 今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例（平成18年今治市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「伯方鶏小島キャンプ場、伯方船折瀬戸キャンプ場、」を削る。

「参 考」

今治市営キャンプ場条例改正条項新旧対照表

新					旧				
(設置)					(設置)				
第2条 市営キャンプ場を次のとおり設置する。					第2条 市営キャンプ場を次のとおり設置する。				
名称		位置			名称		位置		
					伯方鶏小島キャンプ場		今治市伯方町有津甲2010番地1		
					伯方船折瀬戸キャンプ場		今治市伯方町有津甲1979番地		
上浦多々羅キャンプ場		今治市上浦町井口7523番地			上浦多々羅キャンプ場		今治市上浦町井口7523番地		
大三島台キャンプ場		今治市大三島町台5089番地			大三島台キャンプ場		今治市大三島町台5089番地		
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
— — — — —					1 伯方鶏小島キャンプ場使用料				
— — — — —					(1) 宿泊使用				
					項目	区分		単位	使用料
					キャンプ場基本使用料	大人	中学生以上	1人1回につき	310円
						小人	小学生	1人1回につき	160円
—	—				加算料	キャンプサイト	持込みテント又はタープ	1張1回につき	1,050円
—	—								
—	—								
— — — — —					(2) 一時使用				

[illegible][illegible]

備考

1 「宿泊使用の1回」とは、正午（連続して2回以上宿泊使用するときは、初回を除いて午前11時とする。）から翌日の午前11時までとする。

2 「一時使用」とは、午前9時から午後5時までの使用とする。

2 伯方船折瀬戸キャンプ場使用料

(1) 宿泊使用

項目		区分	単位	使用料
キャンプ場 基本使用料	大人	中 学 生 以 上	1 人 1 回 に つ き	310円
	小人	小 学 生	1 人 1 回 に つ き	160円
加 算	キ ャ ン プ	貸出しテン ト	1 張 1 回 に つ	2,100円

[illegible]

今治市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

伯方平尾団地を廃止しようとするもの。

今治市営住宅条例の一部を改正する条例

今治市営住宅条例（平成17年今治市条例第235号）の一部を次のように改正する。
別表伯方平尾の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市営住宅条例改正条項新旧対照表

新	旧																				
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																				
<table> <tr> <th>団地名</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	団地名	位置			<table> <tr> <th>団地名</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	団地名	位置														
団地名	位置																				
団地名	位置																				
<table> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>宮窪</td><td>今治市宮窪町宮窪1360番地1</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>伯方湊</td><td>今治市伯方町木浦甲1726番地2</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>			宮窪	今治市宮窪町宮窪1360番地1	_____	_____	伯方湊	今治市伯方町木浦甲1726番地2			<table> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>宮窪</td><td>今治市宮窪町宮窪1360番地1</td></tr> <tr> <td><u>伯方平尾</u></td><td><u>今治市伯方町有津甲1388番地2</u></td></tr> <tr> <td>伯方湊</td><td>今治市伯方町木浦甲1726番地2</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>			宮窪	今治市宮窪町宮窪1360番地1	<u>伯方平尾</u>	<u>今治市伯方町有津甲1388番地2</u>	伯方湊	今治市伯方町木浦甲1726番地2		
宮窪	今治市宮窪町宮窪1360番地1																				
_____	_____																				
伯方湊	今治市伯方町木浦甲1726番地2																				
宮窪	今治市宮窪町宮窪1360番地1																				
<u>伯方平尾</u>	<u>今治市伯方町有津甲1388番地2</u>																				
伯方湊	今治市伯方町木浦甲1726番地2																				
<table> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>			<table> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>																		

今治市港湾施設管理条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

伯方港務所会議室を廃止しようとするもの。

今治市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

今治市港湾施設管理条例（平成17年今治市条例第246号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

蔵敷埠頭会議室	830	1,390	2,210	1,930	3,310	3,880	各所定料金
伯方港務所会議室	1日1回につき 330円						の8割増

を

」

「

蔵敷埠頭会議室	円	円	円	円	円	円	各所定料金
	830	1,390	2,210	1,930	3,310	3,880	の8割増

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市港湾施設管理条例改正条項新旧対照表

新

別表第 4（第20条関係）

会議室使用料

使用時間 使用区分	8：30～ 12：00	12：00～ 17：00	17：00～ 22：00	8：30～ 17：00	12：00～ 22：00	8：30～ 22：00	入場料等を徴すると き
蔵敷埠頭会 議室	円 830	円 1,390	円 2,210	円 1,930	円 3,310	円 3,880	各所定料金の 8 割増

備考 略

旧

別表第 4（第20条関係）

会議室使用料

使用時間 使用区分	8 : 30～ 12 : 00	12 : 00～ 17 : 00	17 : 00～ 22 : 00	8 : 30～ 17 : 00	12 : 00～ 22 : 00	8 : 30～ 22 : 00	入場料等を徴すると き
蔵敷埠頭会 議室	<u>830</u>	<u>1,390</u>	<u>2,210</u>	<u>1,930</u>	<u>3,310</u>	<u>3,880</u>	<u>各所定料金の 8 割増</u>
伯方港務所 会議室	<u>1 日 1 回につき 330円</u>						

備考 略

今治市給水条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

水道料金の徴収方法を追加しようとするもの。

今治市給水条例の一部を改正する条例

今治市給水条例（平成17年今治市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第27条中「納入通知書による納付又は集金若しくは口座振替の方法」を「払込み又は集金、口座振替若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市給水条例改正条項新旧対照表

新	旧
(料金の徴収方法) 第27条 料金は、<u>払込み又は集金、口座振替若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法</u>によって2月ごとに徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、毎月又は随時に徴収することができる。	(料金の徴収方法) 第27条 料金は、<u>納入通知書による納付又は集金若しくは口座振替の方法</u> _____によって2月ごとに徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、毎月又は随時に徴収することができる。

今治市簡易水道事業給水条例等の一部を改正
する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市越智諸島水道事業を除いた水道事業の今治市水道事業への統合を段階的に行おうとするもの。

今治市簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

今治市簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例（平成24年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表今治市水道事業の項給水人口の欄中「113,711人」を「119,895人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「67,555立方」を「61,763立方」に、「9,000立方」を「3,000立方」に改め、同表今治市朝倉水道事業の項給水人口の欄中、「5,360人」を「4,194人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「3,000立方」を「1,629立方」に改め、同表今治市玉川水道事業の項給水人口の欄中「5,957人」を「4,582人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「2,641.4立方」を「1,913立方」に改め、同表今治市波方水道事業の項及び今治市大西水道事業の項を削り、同表今治市菊間水道事業の項給水人口の欄中「7,190人」を「5,229人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「3,700立方」を「2,095立方」に改める。

別表第2中「及び馬島の一部」を「、馬島の一部、波方町波方の一部、波方町樋口の一部、波方町小部の一部、波方町養老の一部、波方町岡の一部、波方町宮崎の一部、波方町馬刀湯の一部、波方町森上の一部、波方町西浦の一部、波方町郷の一部、波方町大浦の一部、大西町紺原の一部、大西町新町の一部、大西町大井浜の一部、大西町宮脇の一部、大西町脇の一部、大西町星浦の一部、大西町九王の一部、大西町山之内の一部及び大西町別府の一部」に改める。

第3条の次に次の2条を加える。

第3条の2 今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表今治市水道事業の項給水人口の欄中「119,895人」を「124,089人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「61,763立方」を「63,392立方」に改め、同表今治市朝倉水道事業の項を削る。

別表第2中「馬島の一部」の次に「、朝倉上の一部、朝倉下の一部、朝倉南の一部、朝倉北の一部、山口の一部、古谷の一部」を加える。

第3条の3 今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表今治市水道事業の項給水人口の欄中「124,089人」を「133,900人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「63,392立方」を「67,400立方」に改め、同表今治市玉川水道事業の項及び今治市菊間水道事業の項を削る。

別表第2中「古谷の一部」の次に「、玉川町畑寺の一部、玉川町高野の一部、玉川町中村の一部、玉川町小鴨部の一部、玉川町別所の一部、玉川町八幡の一部、玉川町鬼原の一部、玉川

町鈍川の一部、玉川町龍岡上の一部、玉川町龍岡下の一部、玉川町法界寺の一部、玉川町大野の一部、玉川町三反地の一部、玉川町摺木の一部、玉川町與和木の一部、玉川町鍋地の一部、玉川町桂の一部、玉川町御厩の一部、玉川町長谷の一部」を加え、「及び大西町別府の一部」を「、大西町別府の一部、菊間町浜の一部、菊間町池原の一部、菊間町長坂の一部、菊間町高田の一部、菊間町田之尻の一部、菊間町種の一部、菊間町佐方の一部、菊間町松尾の一部及び菊間町西山の一部」に改める。

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の規定 令和4年4月1日
- (2) 第3条の2の規定 別に規則で定める日
- (3) 第3条の3の規定 別に規則で定める日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<u>第3条 今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。</u> <u>別表第1第1号の表今治市水道事業の項給水人口の欄中「113,711人」を「119,895人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「67,555立方」を「61,763立方」に、「9,000立方」を「3,000立方」に改め、同表今治市朝倉水道事業の項給水人口の欄中、「5,360人」を「4,194人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「3,000立方」を「1,629立方」に改め、今治市玉川水道事業の項給水人口の欄中「5,957人」を「4,582人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「2,641.4立方」を「1,913立方」に改め、同表今治市波方水道事業の項及び今治市大西水道事業の項を削り、同表今治市菊間水道事業の項給水人口の欄中「7,190人」を「5,229人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「3,700立方」を「2,095立方」に改める。</u> <u>別表第2中「及び馬島の一部」を「、馬島の一部、波方町波方の一部、波方町樋口の一部、波方町小部の一部、波方町養老の一部、波方町岡の一部、波方町宮崎の一部、波方町馬刀湯の一部、波方町森上の一部、波方町西浦の一部、波方町郷の一部、波方町大浦の一部、大西町紺原の一部、大西町新町の一部、大西町大井浜の一部、大西町宮脇の一部、大</u>	<u>第3条 今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。</u> <u>別表第1第1号の表今治市水道事業の項給水人口の欄中「113,711人」を「133,900人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「67,555立方」を「67,400立方」に、「9,000立方」を「3,000立方」に改め、同表今治市朝倉水道事業の項から今治市菊間水道事業の項までを削る。</u> <u>別表第2中「及び馬島の一部」を「、馬島の一部、朝倉上の一部、朝倉下の一部、朝倉南の一部、朝倉北の一部、山口の一部、古谷の一部、玉川町畑寺の一部、玉川町高野の一部、玉川町中村の一部、玉川町小鴨部の一部、玉川町別所の一部、玉川町八幡の一部、玉川町鬼原の一部、玉川町鈍川の一部、玉川町龍岡上の一部、玉川町龍岡下の一部、玉川町法</u>

西町脇の一部、大西町星浦の一部、大西町九王の一部、大西町山之内の一部及び大西町別府の一部」に改める。

界寺の一部、玉川町大野の一部、玉川町三反地の一部、玉川町摺木の一部、玉川町與和木の一部、玉川町鍋地の一部、玉川町桂の一部、玉川町御厩の一部、玉川町長谷の一部、波方町波方の一部、波方町樋口の一部、波方町小部の一部、波方町養老の一部、波方町岡の一部、波方町宮崎の一部、波方町馬刀湯の一部、波方町森上の一部、波方町西浦の一部、波方町郷の一部、波方町大浦の一部、大西町紺原の一部、大西町新町の一部、大西町大井浜の一部、大西町宮脇の一部、大西町脇の一部、大西町星浦の一部、大西町九王の一部、大西町山之内の一部、大西町別府の一部、菊間町浜の一部、菊間町池原の一部、菊間町長坂の一部、菊間町高田の一部、菊間町田之尻の一部、菊間町種の一部、菊間町佐方の一部、菊間町松尾の一部及び菊間町西山の一部」に改める。

第3条の2 今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表今治市水道事業の項給水人口の欄中「119,895人」を「124,089人」に改め、同項1日最大給水量の欄中「61,763立方」を「63,392立方」に改め、同表今治市朝倉水道事業の項を削る。

別表第2中「馬島の一部」の次に「、朝倉上の一部、朝倉下の一部、朝倉南の一部、朝倉北の一部、山口の一部、古谷の一部」を加える。

第3条の3 今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表今治市水道事業の項
給水人口の欄中「124,089人」を「133,900人」
に改め、同項1日最大給水量の欄中「63,392
立方」を「67,400立方」に改め、同表今治市
玉川水道事業の項及び今治市菊間水道事業
の項を削る。

別表第2中「古谷の一部」の次に「、玉川
町畑寺の一部、玉川町高野の一部、玉川町中
村の一部、玉川町小鴨部の一部、玉川町別所
の一部、玉川町八幡の一部、玉川町鬼原の一
部、玉川町鈍川の一部、玉川町龍岡上の一部、
玉川町龍岡下の一部、玉川町法界寺の一部、
玉川町大野の一部、玉川町三反地の一部、玉
川町摺木の一部、玉川町與和木の一部、玉川
町鍋地の一部、玉川町桂の一部、玉川町御厩
の一部、玉川町長谷の一部」を加え、「及び
大西町別府の一部」を「、大西町別府の一部、
菊間町浜の一部、菊間町池原の一部、菊間町
長坂の一部、菊間町高田の一部、菊間町田之
尻の一部、菊間町種の一部、菊間町佐方の一
部、菊間町松尾の一部及び菊間町西山の一
部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日（当該日において水道法（昭和32年法律第177号）第10条の厚生労働大臣の認可を受けていないときは、当該認可の日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 令和4年4月1日

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日（当該日において水道法（昭和32年法律第177号）第10条の厚生労働大臣の認可を受けていないときは、当該認可の日）から施行する。ただし、第3条の規定は別に規則で定める日から施行する。

(2) <u>第3条の2の規定</u> <u>別に規則で定め</u> <u>る日</u>	_____ _____
(3) <u>第3条の3の規定</u> <u>別に規則で定め</u> <u>る日</u>	_____ _____

今治市消防団条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

報酬を改定し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市消防団条例の一部を改正する条例

今治市消防団条例（平成17年今治市条例第269号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「市外に」を削る。

別表中「31,800円」を「36,500円」に、

「

出 動 報 酬	夜間警備	1 夜 3,850円	
	災害出動	1 回 2,900円	出動時間 3 時間以上に 及ぶときは、3 時間まで を増すごとに2,900円を 加給する。
	夜警出動	同 2,700円	
	訓練出動	同 2,700円	

を

」

「

出 動 報 酬	災害出動	1 回 4,000円	1 回の出動時間が 4 時 間を超えるときは、 2,000円を加給し、以後 2 時間を増すごとに同 様とする。
	警戒出動	同 2,800円	
	訓練出動	同 2,800円	
	行事等出勤	同 2,800円	

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の今治市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後の事由に係るものについて適用し、同日前の事由に係るものについては、なお従前の例による。

「参 考」

今治市消防団条例改正条項新旧対照表

新				旧			
(費用弁償)				(費用弁償)			
第18条 消防団員が職務のために_____旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。				第18条 消防団員が職務のために <u>市外に</u> 旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。			
2 略				2 略			
別表（第17条関係）				別表（第17条関係）			
種別	区分	報酬額	摘要	種別	区分	報酬額	摘要
職務報酬	団長	年 260,000円		職務報酬	団長	年 260,000円	
	副団長	同 157,600円			副団長	同 157,600円	
	分団長	同 114,000円			分団長	同 114,000円	
	副分団長	同 88,600円			副分団長	同 88,600円	
	部長	同 71,600円			部長	同 71,600円	
	班長	同 38,600円			班長	同 38,600円	
	団員	同 <u>36,500円</u>			団員	同 <u>31,800円</u>	
出動報酬	_____	_____		出動報酬	夜間警備	1夜 <u>3,850円</u>	
	災害出動	1回 <u>4,000円</u>	<u>1回の出動時間が4時間を超えるときは、2,000円を加給し、以後2時間を増すごとに同様とする。</u>		災害出動	1回 <u>2,900円</u>	<u>出動時間3時間以上に及ぶときは、3時間までを増すごとに2,900円を加給する。</u> _____

	警 戒 出 動	同 2,800円			夜 警 出 動	同 2,700円	
	訓 練 出 動	同 2,800円			訓 練 出 動	同 2,700円	
	行 事 等 出 勤	同 2,800円			— — —	— —	

今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

今治市消防団員等公務災害補償条例（平成17年今治市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

「参 考」

今治市消防団員等公務災害補償条例改正条項新旧対照表

新	旧
第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 _____ _____ _____ _____ _____	第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

今治市サイクリングターミナル及び今治市レンタサイクルの指定管理者の指定の変更について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、次のとおり変更する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 変更する指定管理者の指定 今治市サイクリングターミナル及び今治市レンタサイクルの指定管理者の指定
(令和2年12月21日議決 議案第134号)

2 施設の名称、指定管理者及び指定の期間

施設の名称	指定管理者	指定の期間
(変更前)	今治市別宮町一丁目4番地1 一般財団法人今治勤労福祉事業団 理事長 土 居 忠 博	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
今治市サイクリングターミナル		
今治市レンタサイクル		
(変更後)		
今治市サイクリングターミナル		

3 変更の理由

レンタサイクルの廃止に伴い変更しようとするもの。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

市営土地改良事業の施行の変更について（宮ヶ崎地区）

市営土地改良事業を次のとおり変更することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 変更しようとする
土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業
(令和元年6月28日議決 議会第3回議案第74号) |
| 2 | 工事施行地区 | 宮ヶ崎地区 |
| 3 | 施行年度
(変更前 | 令和元年度～令和6年度
令和元年度～令和3年度) |
| 4 | 工 種 | 農業用道路 |
| 5 | 概算事業費
(変更前 | 45,000,000円
33,000,000円) |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

変更理由

現場精査の結果、工法の変更に伴い事業費の増額及び施行期間を延伸しようとするもの。

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 略

（土地改良事業の変更等）

第96条の3 前条第1項の規定により土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

2～6 略

船舶交通特別会計への繰入れについて（令和4年度）

船舶交通特別会計は、令和4年度今治市一般会計から61,090千円以内を繰り入れる。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

港湾事業特別会計への繰入れについて（令和4年度）

港湾事業特別会計は、令和4年度今治市一般会計から82,322千円以内を繰り入れる。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

小規模下水道特別会計への繰入れについて（令和4年度）

小規模下水道特別会計は、令和4年度今治市一般会計から601,551千円以内を繰り入れる。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。